

e-Gov電子申請サービスを利用した 提出方法の手引き

令和6年5月17日

- ✓ 導入等計画書等の届出にあたり、各事業所管省庁においてメールによる届出の他、e-Gov電子申請サービスによるオンライン届出が可能です。
- ✓ 基本情報（申請者情報及び連絡先情報）を設定の上、届出様式及び必要な添付資料一式をまとめてアップロードすることで申請が可能です。
- ✓ e-Gov電子申請サービスによるオンライン届出を利用される場合、以下の手順により提出を行ってください。

マイページ | **手続検索** | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

手続検索

e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

状況から探す

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 事業（所）の新規活用 | 被保険者の資格取得・転勤 |
| 事業（所）の所在地又は名称等の変更 | 被保険者の資格喪失 |
| 事業主の代理人の選任又は解任 | 事業所の廃止 |
| 被保険者の氏名変更 | 退職に関する手続（前年退職後も自社で再雇用する場合） |
| | 退職に関する手続（前年退職後はもう雇用しないという場合） |

手続名称から探す

手続分野分類から探す

| | | | |
|------|--------------|----------|-------|
| 用事業務 | 行政機関個人情報保護 | 健康・医療 | 雇用・労働 |
| 社会保障 | 情報公開 | 年金 | 福祉・介護 |
| 厚生労働 | 安全・安心 | エネルギー・環境 | 対外経済 |
| 中小企業 | ものづくり | 国土交通 | 観光 |
| 気象 | 環境 | 電気通信行政 | |

所管行政機関から探す

| | | | |
|-----------|---------|-------------|----------|
| 内閣府 | 公正取引委員会 | 国家公安委員会・警視庁 | カジノ管理委員会 |
| 金融庁 | 消費者庁 | デジタル庁 | 総務省 |
| 公衆衛生調整委員会 | 消防庁 | 外務省 | 財務省 |
| 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 |
| 観光庁 | 気象庁 | 環境省 | 防衛省 |

マイページにログイン後、「手続情報」のタブを選択して下さい。

「安全・安心」の分類を選択して下さい。

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

所管行政機関 **国土交通省**

手続分野分類

大分類 **安全・安心** 中分類 **基幹インフラ** 小分類 **届出・報告等**

届出を行う特定社会基盤事業者の事業所管省庁を選択して下さい。

大分類「安全・安心」、中分類「基幹インフラ」、小分類「届出・報告等」を選択して下さい。
以下3種類の手続名称が表示されるため、届出等を行う手続名称の「申請書入力」タブを選択して下さい。



=====

「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等（〇〇）」
「基幹インフラ制度における特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更（〇〇）」
「基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接国土交通大臣に提出する旨の報告（〇〇）」

=====

※国土交通省が管轄する事業に関する〇〇は下記のとおり

- ◆ 水道事業及び水道用水供給事業
- ◆ 第一種鉄道事業
- ◆ 一般貨物自動車運送事業
- ◆ 貨物定期航路事業・不定期航路事業
- ◆ 航空運送事業
- ◆ 空港（航空ネットワーク企画室）
- ◆ 空港（首都圏空港課）
- ◆ 空港（近畿圏・中部圏空港課）

「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等（〇〇）」で届出・報告等が可能な手続き

- ・ 導入等計画書（様式第四（一）、様式第四（二））
- ・ 緊急導入等届出書（様式第五（一）、様式第五（二））
- ・ 勧告の応諾等に関する通知書（様式第六）
- ・ 導入等計画書の変更の案（様式第七（一）、様式第七（二））
- ・ 緊急導入等届出書の変更の案（様式第七（二））
- ・ 変更の内容を記載した導入等計画書（様式第八（一）、様式第八（二））
- ・ 変更の内容を記載した緊急導入等届出書（様式第八（二））
- ・ 導入等計画書の変更の報告書（様式第九（一）、様式第九（二））
- ・ 緊急導入等届出書の変更の報告書（様式第九（二））
- ・ 特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書（様式第十）

「基幹インフラ制度における特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更（〇〇）」で届出が可能な手続き

- ・ 名称等変更届出書（様式第二）

「基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接国土交通大臣に提出する旨の報告（〇〇）」で報告が可能な手続き

- ・ 基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接国土交通大臣に提出する旨の報告



申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 申請者情報 | |
| <small>必須</small> | 申請者情報を設定 |
| 法人名 | <input type="text"/> |
| 申請者氏名 | <input type="text"/> |
| 住所 | <input type="text"/> |
| 連絡先情報 | |
| <small>必須</small> | 連絡先情報を設定 |
| 法人名 | <input type="text"/> |
| 連絡先氏名 | <input type="text"/> |
| 住所 | <input type="text"/> |

初回は申請者情報及び連絡先情報（（法人の場合）法人名、申請者氏名、住所）を設定して下さい。
次回以降、申請者情報及び連絡先情報は初期表示されます。

連絡先情報を設定して下さい。

2. サンプル届出

申請・届出に関する事項を入力してください。

複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

必須
サンプル01

🔍 プレビュー

基幹インフラ制度における導入等計画書の届出・報告等 (〇〇事業)

手続選択
該当する手続を選択してください。

必須 手続選択

バイパス利用について
導入等計画書の届出にあたり、特定社会基盤事業者を經由せず、直接〇〇大臣へ提出する方法 (バイパス) の利用有無について選択してください。

必須 バイパス有無 無
 有 (本手続の提出者が特定社会基盤事業者である場合 (バイパスにより提出される情報以外の届出を行う場合))
 有 (本手続の提出者が供給者等又は導入に携わる者である場合 (バイパスにより情報を提出する場合))

任意 整理番号

「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等 (〇〇)」を選択した場合、以下の手続名称が表示されますので提出される手続名称を選択して下さい。

=====

導入等計画書 (様式第四 (一)、様式第四 (二))

緊急導入等届出書 (様式第五 (一)、様式第五 (二))

勧告の応諾等に関する通知書 (様式第六)

導入等計画書の変更の案 (様式第七 (一)、様式第七 (二))

緊急導入等届出書の変更の案 (様式第七 (二))

変更の内容を記載した導入等計画書 (様式第八 (一)、様式第八 (二))

変更の内容を記載した緊急導入等届出書 (様式第八 (二))

導入等計画書の変更の報告書 (様式第九 (一)、様式第九 (二))

緊急導入等届出書の変更の報告書 (様式第九 (二))

特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書 (様式第十)

=====

特定社会基盤事業者が発行したバイパスを行う際の整理番号を入力して下さい。

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

届出書や添付書類を全て添付して下さい。
(ファイルサイズは100MBまで)

書類を添付

必須 届出書

必須 添付書類

任意 資料1

キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

作業が全て完了しましたら「内容を確認」
タブを選択し、提出して下さい。

- ✓ 提出後、各事業所管省庁において届出内容に不備がないかの形式確認を行い、その後「受理」の連絡を行います。なお、届出内容に不備があった場合等、各事業所管省庁より届出者に対して連絡する場合がございます。

導入等計画書等の一部の届出事項や添付書類について、特定社会基盤事業者を
経由せず、直接事業所管大臣に提出する（バイパス）情報が無い場合の届出

- ✓ 事業所管省庁においてにおいて形式確認後、e-Govのステータスに「受付審査完了」と表示されることで届出の「受理」となります。
※別途、メッセージにて事業所管省庁より「受理」の連絡を行います

導入等計画書等の一部の届出事項や添付書類について、特定社会基盤事業者を
経由せず、直接事業所管大臣に提出する（バイパス）情報が有る場合の届出

事業所管省庁においてバイパスによる提出情報とそれ以外の導入等計画書等の
記載事項・添付書類を統合の上、形式確認を行います。

バイパスによる提出を行う方へ

- ✓ 事業所管省庁においてに形式確認後、e-Govのステータスに「受付審査完了」と表示されることで提出情報の「受理」となります。
※メッセージによる「受理」の連絡は行いません

特定社会基盤事業者の方（バイパスにより提出する情報以外の記載事項を充足
した導入等計画書等の届出を行う方）へ

- ✓ e-Govのステータスにおいて「受付審査完了」と表示されることで届出の
「受理」となります。
※別途、メッセージにて事業所管省庁より「受理」の連絡を行います

e-Gov電子申請 申請案件状況の確認画面



申請案件状況

申請情報

| | |
|-------|----------------------------|
| 到達番号 | 9002018000004081 |
| 法人名 | 株式会社イーガブ |
| 申請者氏名 | 企業 太郎 |
| 手続名称 | 雇用保険被保険者資格取得届（平成28年1月以降手続） |
| 提出先組織 | 厚生労働省 |

ステータス：受付審査完了 サブステータス

| 到達 | 審査開始 | 審査終了 | 手続終了 | 履歴一覧 |
|----------------------|----------------------|---------------------|------|----------------|
| 2019年1月16日 21時46分 | 2019年1月16日 22時46分 | 2019年1月17日 12時4分 | - | 申請取下げ 申請取下げ |

メッセージ：1件

| 発行日時 | 種別 | 件名 | 発出元 | 既読状況 |
|---------------------|----|-----------|-------|------|
| 2019年1月17日 12時4分 | 補正 | メッセージタイトル | 厚生労働省 | 未読 |

※e-Govによる詳細な申請等の処理状況の確認方法は下記e-Gov電子申請HPもご確認ください。
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm>